

1. 経緯等

(1) 概算収支計画の見直しについて

○ 操業開始前の収支計画では18百万円余の最終収支の黒字を見込んでいたが、搬入量が計画から大きく乖離する見込みとなったことから、事業団は経営審査委員会を設置し、収支計画の見直しを行った。

(2) 経営審査委員会報告書（H21年11月）の概要

○ 委員会の推計では、厳しい経済状況、短い埋立期間（5.5年間）等、複数の要因により、最終収支は3,457百万円の赤字が見込まれる結果となった。
○ また、経営改善に向けた方策として、受入料金の弾力的な運用などを提言した。

(3) 委員会の提言を受けての取り組み

○ 県・事業団が一体となったセンターの活用促進策の取り組みなどを行った結果、H22年7月から9月の3ヶ月間の1日当たりの受入量は取り組み開始前に比べ、5.81倍と大きく増加した。

(4) 漏水検知システムの異常検知

○ H22年10月に漏水検知システムが異常を検知した。上層遮水シートの破損の恐れがあったことから、廃棄物の受入を中止し原因究明の作業を進めているが、原因は未だに究明されていない。

2. 収支計画の再見直しについて

(1) 廃棄物の搬入見込み量の再見直し

○ 処理業者からの聞き取り結果等から、受入再開後は受入停止前程度の搬入量が見込まれる。受入停止前3ヵ月（H22.7～9）の搬入実績（日量74.94トン）を基に、受入再開後の搬入量を見込む。
○ H23年10月からの受入再開を仮定、計画期間（5.5年）の搬入量は約67千トンと見込まれる。
※ 計画埋立量23万トンの29.3%、経営審査委員会見込み83千トンに対し▲16千トン

(2) 収支計画の再見直し

○ (1)の搬入見込み量の再見直しに加え、次の状況変化を踏まえ、収支計画の再見直しを行った。
① 受入料金引き下げ改定後の廃棄物受入平均単価の動向（H22.7～9月）
② 漏水検知システムの異常検知に起因する原因究明作業
③ 地方公務員派遣法に基づく派遣職員の給与支給方法の変更
④ 操業開始後の実績に基づくセンター管理費の増加
○ 収入は委員会推計に対して、料金収入が562百万円、運営費補助金が612百万円、それぞれ減少することなどから、合計では1,172百万円減の3,113百万円となった。
○ 支出のうち管理費は、人件費が委員会推計に対して416百万円減少し、維持管理費が397百万円増加するため19百万円の減となり、支出全体では42百万円増の7,784百万円となった。
○ この結果、再見直し後の収支計画における最終収支の赤字額は、委員会推計の3,457百万円から更に1,214百万円拡大し、4,671百万円となる見直しとなった。
※ 推計には原因究明作業に係る経費等を含んでいるが、今後、責任の所在を明らかにした上で、必要に応じ求償等を検討する。

《収入》

《支出》

(単位：百万円)

項目	金額	委員会推計との比較		概算収支計画	項目	金額	委員会推計との比較		概算収支計画
		推計額	増減				推計額	増減	
建設費補助金	1,385	1,385	0	1,368	建設費	3,161	3,161	0	3,193
料金収入	956	1,518	▲562	4,912	管理費	3,554	3,573	▲19	3,116
運営費補助金	625	1,237	▲612	1,067	財団運営費	433	433	0	446
その他	147	145	2	16	その他	636	575	61	590
合計(A)	3,113	4,285	▲1,172	7,363	合計(B)	7,784	7,742	42	7,345

《収支差額》

(単位：百万円)

※ H23年10月からの受入再開を仮定し推計

項目	金額	委員会推計との比較		概算収支計画
		推計額	増減	
(A)-(B)	▲4,671	▲3,457	▲1,214	18

※ 計画埋立量に達するまで、計画期間（5.5年）に加えて9年間延長した場合でも4,730百万円の最終赤字が見込まれる。

(3) 経営審査委員会による推計との乖離要因

- ① 収入… 委員会推計 4,285 百万円 → 再見直し結果 3,113 百万円 (▲1,172 百万円)
 - H22 年 3 月の料金引き下げ等による料金収入の減
 - 漏水検知システムの異常検知に起因する廃棄物の受入停止による料金収入の減
 - 県派遣職員給与の支給方法の変更に伴う人件費補助金の廃止
- ② 支出… 委員会推計 7,742 百万円 → 再見直し結果 7,784 百万円 (+42 百万円)
 - 県派遣職員給与の支給方法の変更に伴う、事業団による支給額(勤勉手当等)の減
 - 管理運営等の実績を踏まえた管理費の増
 - H21 年度運営資金の借入額の増加による支払利子の増
 - 漏水検知システムの異常検知の原因究明作業に要した経費の増

3. センターの今後の在り方について

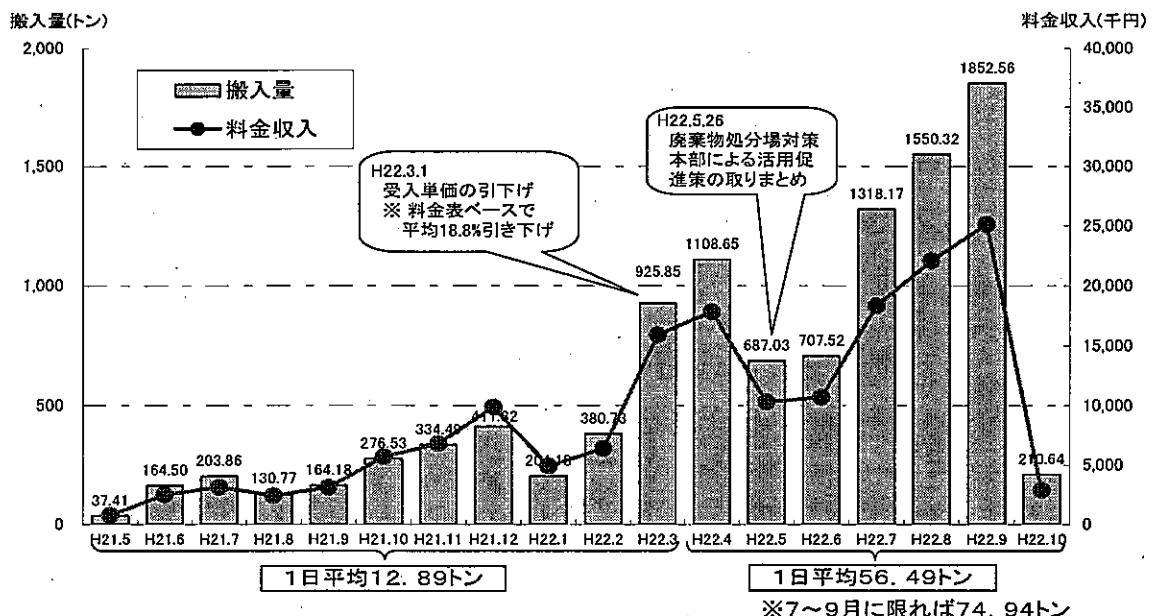
(1) センターの今後の方向性

- リサイクルの進展、民間施設との競合など、産業廃棄物を取り巻く環境は大きく変化し、センターへの廃棄物の搬入量は当初の計画段階より大幅に減少している。また、センターの収支計画の再見直しの結果、最終収支は 4,671 百万円の赤字となることが見込まれる。
- しかしながら、センターは、本県の産業廃棄物の適正処理を確保するため、関係者の理解の下、事業団が 4,565 百万円という多額の資金を投じて建設されたものである。計画期間中の埋立量の見通しが計画埋立量の 29.3%に過ぎないこと、また、計画埋立量に達するまで埋立期間を延長することとした場合の最終収支の赤字は、5.5 年間で埋め立てを終了した場合に比べ、59 百万円の増加に留まることから、産業廃棄物の適正処理のため、引き続き、その機能を最大限に発揮していくことが望ましい。
- 県としては、今後、漏水検知システムの異常検知の原因究明作業をできるだけ早く完了させ、廃棄物の受け入れを再開させた上で、平成 22 年 2 月議会で表明した方針のとおり、引き続き、廃棄物の搬入促進に向けた取り組みを推進するとともに、再開後の廃棄物の受入状況を一定期間、見極めた上で、埋立期間延長について、地元の皆様と協議をお願いして参りたいと考えている。
- なお、漏水検知システムの異常検知に起因する原因究明作業の結果を踏まえ、異常検知原因の内容等から、更に受入停止期間の長期化が見込まれる場合には、その時点において、改めてセンターの方向性について検討を行うこととする。

(2) 事業団の財政基盤の安定化

- 事業団においては、センターの漏水検知システムが異常検知したことと起因する原因究明の作業のために多額の経費が発生していること、これに伴って廃棄物の受け入れが未だ停止状態にあることから、多大な費用負担が生じている。他方で、公益法人制度改革に伴い、H25 年 11 月 30 日までに新制度での財団法人への移行申請を行わないと事業団は自動的に解散となる。移行後も純資産が 2 期連続して 3 百万円を下回ると解散しなければならない。従って、財政支援に当たっては、純資産 3 百万円を確保することに留意したうえでの財政支援が必要となる。

【参考】環境整備センターの廃棄物搬入実績(月別)の推移



次期廃棄物最終処分場の今後の方向性等

平成23年5月

山梨県

1. 経緯及び現行計画の概要

(1) 経緯

- H17年7月に笛吹市境川町上寺尾区から、県並びに甲府市及び笛吹市に対し、広域的廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）と地域振興施設の整備について陳情書が提出された。
- 県が実施していた最終処分場建設地の公募に対し、H19年2月に笛吹市境川町上寺尾区から、甲府・峡東4市の中間処理施設の建設予定地を含む区域内を候補地とする応募書が提出された。
- 県は、峡東地区最終処分場整備検討委員会の検討結果等を踏まえ、同年12月に応募地を建設地に決定し、以後、4市の中間処理施設及び地元要望の地域振興施設との一体的な整備を前提に、次期処分場の整備計画を推進してきた。
- 県はH22年2月に、リサイクルの進展による最終処分量の減少等を踏まえ、次期処分場の整備計画の見直しを行うこととし、同年11月議会において、H23年6月議会に次期処分場の将来的な収支等を見通した基本的な方向性についての考え方を明らかにすることとした。
- 一方、H22年10月に、建設予定地周辺で確認された稀少動物の調査等のため、環境影響評価に不測の期間を要するため、操業開始をH26年下期からH29年中に延期することを公表した。

(2) 現行計画の概要

- 基本設計に基づく現行計画の概要は次のとおりである。

施設規模	《全体面積》約12ha	《埋立容量》約60万m ³	受入品目	産業廃棄物14品目 一般廃棄物3品目
埋立期間	15年以上	概算工事費	約87億円	

- また、事業実施方法に関する主な基本的な考え方は、次のとおりである。
 - 廃棄物処理法に基づく「廃棄物処理センター」である事業団が事業主体となる。
 - 一般廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、市町村から委託を受けて施設の建設及び廃棄物の処分を行い、必要経費については処分料金等により市町村が負担する。

2. 次期処分場の収支見通し

(1) 廃棄物の搬入見込量

- 環境整備センターの搬入実績(H22年7～9月)や、県内市町村等が見込む一般廃棄物の最終処分量等を踏まえ詳細な推計を行った結果、廃棄物の受け入れをH29年からの20年間とした場合の搬入見込みは、産業廃棄物が33万トン、一般廃棄物が35万トン、合計68万トンであり、これを容量に換算すると63万立方メートルとなり、現行計画の施設規模に見合う搬入量となる。

区 分	(A)搬入見込量(H29-H48)	(B)1トン当たりの容量	(A×B)埋立容量(H29-H48)
廃棄物搬入見込量	約683千トン		約493千m ³
産業廃棄物	約335千トン	0.848m ³ /t	約284千m ³
一般廃棄物	約348千トン	0.602m ³ /t	約209千m ³
覆土(廃棄物量の1/3)	約227千トン	0.625m ³ /t	約142千m ³
合 計	約910千トン		約635千m ³

(2) 廃棄物の処分料金

- 産業廃棄物については、搬入見込量の推計ベースとした、H22年7月から9月における環境整備センターの搬入実績を基に、1トン当たりの平均処分料金を14千円とする。
- 市町村に処理責任がある一般廃棄物については、収支均衡を原則とする。

(3) 次期処分場の収支見通し

- 現行計画に基づき施設整備を行った場合の収支見通しは次のとおりである。

(単位：百万円)

	合 計	産業廃棄物[49%]	一般廃棄物[51%]	摘 要
収入(料金収入)	16,079	4,690	11,389	
支出	22,330	10,941	11,389	
計画整備期間	11,094	5,436	5,658	建設費、調査設計費、用地補償費、人件費等
埋立期間	5,411	2,651	2,760	埋立作業費、浸出水処理費、モニタリング経費等
維持管理期間	2,915	1,428	1,487	最終覆土経費、浸出水処理費、モニタリング経費等
支払利子	2,910	1,426	1,484	整備費借入れに伴う支払利息
収支差額	▲6,251	▲6,251	0	

※ 埋立期間はH29年からの20年間、埋立終了後の維持管理期間を18年間とする。

※ 表頭の各区分の数値は搬入見込量の割合で、この割合により経費を按分して計上している。

(4) 収支見通しの結果

- 産業廃棄物に関しては、投資額に見合う料金設定が難しいことから63億円程度の赤字を想定。
- 一般廃棄物に関しては、建設時の委託料がない場合には、処分料金として114億円程度を市町村が負担。
受入れが見込まれる一般廃棄物1トン当たりの料金単価は32,540円。
※県内市町村の平均最終処分費用 処分量のみ：23,978円 運搬費込：29,333円

3. 次期処分場の今後の方向性

(1) 産業廃棄物の処分場について

- リサイクルの進展、民間処分場との競合など、産業廃棄物を取り巻く環境は大きく変化し、産業廃棄物の最終処分量は大幅に減少してきており、今後も減少していく傾向にあると考えられるが、産業廃棄物の適正な処理を確保する必要性が低下するものではない。
- しかしながら、現行計画のまま次期処分場を整備することとなれば、62億51百万円の県民の税金を新たに投入することが必要になるが、財政状況が厳しい折、県民の理解を得ることは困難。

(2) 一般廃棄物の処分場について

- 一般廃棄物は、廃棄物処理法により市町村に処理責任があり、自区域内処理が原則である。しかし、現在、県内には焼却灰等の埋立が可能な処分場がなく、各市町村は県外で処分している。
- 県内市町村が長期間にわたり安定的に処理責任を果たしていくためには、県内に一般廃棄物の処分場を広域的な施設として整備することが望ましい。
- また、効率化や県土保全上の観点から、広域的な施設として整備することが望ましい。

(3) 次期処分場整備の今後の方向性

- 産業廃棄物最終処分のための処分場の整備は当面凍結し、次期処分場は県内全市町村等の一般廃棄物を搬入する処分場として整備する方向で、今後、市町村等の意向確認を進める。
- なお、一般廃棄物処理施設の整備は、市町村の責任において実施するのが原則であるが、広域的な処分場を確保することで県土保全に貢献するとともに効率的な建設及び維持管理が可能となること、災害対策上も有益であること、及び、県はこれまで産業廃棄物とともに一般廃棄物の焼却灰を対象に処分場整備を推進し、峡東地区最終処分場整備検討委員会の検討結果を踏まえ、建設地、整備内容等を決定したことを踏まえ、次の枠組みで実施する方向で市町村の意向確認を行う。

【一般廃棄物の処分場として整備する場合の枠組み】

- 事業主体 市町村等の要請を前提に環境整備事業団を事業主体とすることを検討する。また、国交付金の考え方によっては、一部事務組合を事業主体とし、環境整備事業団が整備主体となることも検討する。いずれの場合も、環境整備事業団には県職員を引き続き派遣することとするが、併せて、職員の派遣を含めた市町村等の参画方法を検討する。
- 費用負担 整備費及び維持管理費ともに市町村等の負担とするが、整備費については国交付金を最大限に活用することとする。更に、整備費のうち、上寺尾区を建設地とすることに伴って必要となる経費の一部について県の負担を検討する。

- 甲府市及び峡東3市のごみ処理施設の建設スケジュールを踏まえ、本年10月までに市町村等の意向確認を行い、12月議会において一般廃棄物処分場の具体的な整備方針を明らかにする。

【参考】産業廃棄物の最終処分量の状況

	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20 (H15対比)	H21 (H15対比)
排出量	1,678	1,572	1,713	1,653	1,643	1,639	1,631	1,571	1,516
〈内は全国(百万ト)〉	〈397〉	〈408〉	〈412〉	〈417〉	〈422〉	〈418〉	〈419〉	△8.3% 〈404〉	▲11.5%
うち建設業	336	433	541	517	502	499	494	458	455
うち製造業	277	232	302	347	351	354	358	318	258
								+5.3%	▲14.6%
再生利用量	295	499	740	700	710	690	696	668	645
最終処分量	467	340	224	204	197	186	186	144	131
〈内は全国(百万ト)〉	〈84〉	〈58〉	〈30〉	〈26〉	〈24〉	〈22〉	〈20〉	〈17〉	
自己処理	322	267	174	153	146	136	136	119	108
委託処理	145	72	50	51	51	50	49	24	23
								▲52.0%	▲54.0%
うち建設業	95	43	32	31	30	32	32	7	9
								▲78.1%	▲71.9%
うち製造業	41	26	13	17	17	15	14	14	10
								+7.7%	▲23.1%